

## 点検商法で、高額な屋根工事の契約をさせる 悪質な訪問販売にご注意ください！

「近所で屋根の修理をしている。お宅の屋根も点検してあげる。」と言われ、見てもらったところ、「このままでは雨漏りする。」と言われたので不安になり、その場で屋根工事の契約をした。工事は翌日から始まり、すでに終了し、代金100万円を支払った。

しかし、近所の人も同様の契約をしており、高額な料金に納得がいかない。

【相談者：70歳代女性】



これは訪問販売に該当しますので、工事が終わっていても、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、クーリング・オフをして、支払ったお金の返金を求めることができます。

また、クーリング・オフ期間が過ぎていても、うその説明により勧誘された場合などは、契約を取り消すことができます場合があります。

屋根や床下など消費者が容易に確認することができず、大きな問題が起こりかねないことに付け込み、点検により消費者の不安をあおって、高額な工事の契約をさせるといった相談が多くなっています。

また、地震や台風などの自然災害により屋根の被害が多く発生したときにも、こうした悪質な点検商法が目立ちます。

点検を名目に訪問してくる事業者には注意が必要です。事業者の言うことをうのみにせず、その場で契約しないようにしましょう。

不安に思うようなことがあれば、ひとりで悩まずに、迷わず大阪市消費者センターにご相談ください。

### ◆大阪市消費者センターからのお知らせ

#### ●消費生活相談専用電話

06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188 (イヤヤ!)」でも繋がります



消費生活  
相談窓口

大阪市内にお住まいの方に限ります。  
毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



地域講座  
のご案内

#### ●地域講座のご案内

06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。

